

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成25年4月9日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 大更南ショッピングセンター 八幡平市大更第18地割88番地12ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
 - ア いわて生活協同組合
 - イ 株式会社薬王堂
 - ウ 株式会社ヤマダ電機
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア いわて生活協同組合
 - イ 株式会社薬王堂
 - ウ 株式会社ヤマダ電機
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年11月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,961平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 206台
 - イ 出入口 3か所
- (7) 駐輪場の収容台数 115台
- (8) 荷さばき施設の面積 217平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 84立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア いわて生活協同組合
 - (ア) 開店時刻 午前9時（年間5日は午前6時）
 - (イ) 閉店時刻 午後10時
 - イ 株式会社薬王堂
 - (ア) 開店時刻 午前9時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - ウ 株式会社ヤマダ電機
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後10時15分まで（年間5日は午前5時45分から午後10時15分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成25年3月22日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び八幡平市役所